

監査報告書

令和元年度

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

一般社団法人 全日本視覚障害者ボウリング協会

令和2年5月31日

一般社団法人 全日本視覚障害者ボウリング協会
会長 青松 利明 殿

一般社団法人 全日本視覚障害者ボウリング協会

監事 岡村 原正 

監事 印東 大祐 

監 査 報 告 書

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の事業報告、財務諸表、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、各監事が分担して、必要な調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査の結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2) 計算書類の監査の結果

計算書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上